

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 10 月 6 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700288号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700197号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月14日の標準賞与額を18万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与を支給されたことが分かる預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の従業員から提出された請求期間①に係る賞与明細書により、請求者は、平成19年12月14日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、A社の従業員から提出された賞与明細書及び請求者から提出された預金通帳の写しで確認できる賞与振込額から推認で

きる厚生年金保険料控除額から、18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の代理人弁護士は、A社に係る請求期間当時の資料を保有していない旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②については、請求者から提出された預金通帳の写しにより、平成20年7月15日にA社から15万円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構から提出された請求期間②に係る従業員の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額は、当該従業員から提出された預金通帳の写しから確認できる平成20年7月15日付けの振込額と同額であることから、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間②に係る賞与明細書を所持しておらず、A社において、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員も請求期間②に係る賞与明細書を保有していないことから、請求期間②に係る賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、A社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主の代理人弁護士は、同社に係る請求期間当時の資料を保有していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。